

平成 22 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成22年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第1回) 議事録

1. 平成22年3月29日 四條畷市交野市清掃施設組合2階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 友井 健二	2 番議員 坂本 顕
3 番議員 三浦美代子	4 番議員 坂野 光雄
5 番議員 中上さち子	6 番議員 栗原 俊子
7 番議員 曾田 平治	8 番議員 土井 一憲
9 番議員 岸田 敦子	10 番議員 扇谷 昭
11 番議員 平野 美治	12 番議員 大川 泰生

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 田中 夏木	副管理者 中田 仁公
副管理者 大井 俊道	
四條畷市市民生活部長 長谷 俊延	
交野市環境部長 清水 帝男	

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 北崎 文雄	資源循環施設整備室長 西端 善夫
事務局次長兼総務課長 奥田 浩樹	
事務局次長兼会計課長兼資源循環施設整備室上席主幹 梅垣 信一	
資源循環施設整備室長代理 明田 清孝	
管理課長 上村 悟司	
総務課主幹兼会計課主任 太田 広治	

1. 議事日程次のとおり

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	会期決定について
日程第3	議案第1号 平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)

について

日程第4 議案第2号 平成22年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について

日程第5 同意第1号 公平委員会委員の選任について

日程第6 同意第2号 公平委員会委員の選任について

(時に9時28分)

1. 議長（坂野光雄君） 少し早いですが、皆さん方ご参集いただいておりますので会議を始めさせていただきます。

本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては年度末で何かとご多忙なところご参集賜り、また今回会議時間の繰り上げにもご協力いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから平成22年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回を開会いたします。

なお、傍聴される方が見えておられますので、許可いたします。

開会に当たりまして管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） おはようございます。定例会が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しいところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日の第1回定例会におきましては、平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）、平成22年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算の2議案及び公平委員会委員の選任の同意についてお願いを申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

さて、新ごみ処理施設の整備に向けましては、昨年12月に新ごみ処理施設整備基本計画を策定し、平成22年度からは環境影響評価や都市計画の手続を進めてまいる所存であり、計画地周辺の環境に係る現地調査や計画地の土壌・土質等に係る調査など、必要な事務事業に取り組んでまいりたいと存じております。現在の焼却炉の状況から見ましても、いつときも早い施設整備に向けた取り組みを進め、四條畷市交野市の両市民の安定したごみ処理の実現を目指してまいる所存でございますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく。

1. 議長（坂野光雄君） ありがとうございます。

それでは次に、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それでは、ご報告申し上げます。

本日の会議におけます委員の出席状況につきまして、ご報告を申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきまして、ご報告申し上げます。去る1月27日には12月分の現金出納検査を、2月24日には1月分の現金出納検査を、3月24日には2月分の現金出納検査が行われ、その結果報告書が議長あて提出されておりますので、お手元に配付させていただいております。なお、監査、検査につきましては、関係書類等は事務局にて保管しておりますので、あわせてご報告申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

1. 議 長（坂野光雄君） 引き続きまして、事務局より議事日程の報告をいたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（坂野光雄君） 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において指名申し上げます。3番三浦議員、5番中上議員を指名いたします。

1. 議 長（坂野光雄君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成22年3月29日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回における会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（坂野光雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

本日は、9時30分から定例会を開催いたしておりますので、12時までには閉会したいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

1. 議 長（坂野光雄君） 日程第3、議案第1号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（坂野光雄君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第1号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただいま議案となりました議案第1号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご報告申し上げます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

この補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,630万4,000円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,662万6,000円としようとするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によって行っております。

また、継続費の変更は、第2表継続費補正により、地方債の変更は第3表地方債補正によりそれぞれ行っております。その内容につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが2ページ、3ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

左側のページで歳入でございますが、(款)分担金及び負担金(項)分担金でございます。補正前の額9億3,151万1,000円から5,535万7,000円を減額補正し、8億7,615万4,000円としようとするものでございます。

(款)諸収入(項)雑入でございますが、補正前の額34万6,000円に15万3,000円を増額補正し、49万9,000円としようとするものでございます。

(款)(項)組合債でございますが、補正前の額340万円から110万円を減額補正し、230万円としようとするものでございます。

次に、3ページの歳出でございますが、(款)総務費(項)総務管理費でございますが、補正前の額1億1,682万3,000円から992万1,000円を減額補正し、1億690万2,000円としようとするものでございます。

(款)衛生費(項)清掃費でございますが、補正前の額6億4,006万1,000円から3,998万7,000円を減額補正し、6億7万4,000円としようとするものでございます。

(款)(項)建設事業費でございますが、5,124万7,000円から639万6,000円を減額補正し、4,485万1,000円としようとするものでございます。

次に、4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表継続費補正でございます。

(款)(項)建設事業費でございますが、まず新ごみ処理施設に係る環境影響調査事業でございます。総額の2億1,000万円の変更はございませんが、事業の進捗状況に合わせ年割り額を変更しようとするものでございます。平成20年度の300万円及び平成21年度の3,600万円には変更がございませんが、平成22年度分では補正前の額1億1,250万円を補正後の額1,800万円に、また平成23年度分では補正前の額5,850万円を補正後の額1億5,300万円に変更しようとするものでございます。

なお、平成21年度事業としましては600万円の事業の出来高でありますことから、3,000万円につきましては翌年度に繰り越しを行ってまいり、したがって平成22年度といたしましては平

成21年度から繰り越した3,000万円と合わせまして4,800万円の事業となるものでございます。

次に、同じく、(款) (項) 建設事業費の新ごみ処理施設整備基本計画書作成事業でございます。総額の補正前の額1,062万9,000円を契約確定額である849万5,000円に変更するとともに、平成21年度の年割り額についても、補正前の額812万9,000円を契約額確定に合わせ599万5,000円に変更しようとするものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。

第3表地方債補正でございます。

大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の確定によりまして整備事業の負担金が減額されたことに伴い、補正前の限度額340万円を230万円に変更しようとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更はございません。

次に、補正予算の詳細につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、恐れ入りますが10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、(款) 分担金及び負担金(項) 分担金(目) 清掃施設組合分担金につきましては、補正前の額9億3,151万1,000円から5,535万7,000円を減額補正し、8億7,615万4,000円としようとするものでございます。補正額の構成市の内訳でございますが、四條畷市は2,564万円の減額、交野市は2,971万7,000円の減額となるものでございます。

次に、(款) 諸収入(項) (目) 雑入でございますが、補正前の額34万6,000円に、工事に伴う電気水道使用料収入の153万円を増額補正し、49万9,000円としようとするものでございます。

次に、(款) (項) 組合債(目) 大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業でございますが、補正前の額340万円から同整備事業の負担金が減額されたことに伴い110万円を減額補正し、230万円としようとするものでございます。

申しわけございません。先ほどのご説明で、工事に伴う電気水道使用料の収入につきましては15万3,000円としたものでございます。ご訂正申し上げます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、(款) 総務費(項) 総務管理費(目) 一般管理費でございますが、補正前の額1億1,682万3,000円から992万1,000円を減額補正し、1億690万2,000円としようとするものでございます。その内容といたしましては、執行状況の精査により、非常勤職員の報酬で156万4,000円を、臨時職員の賃金で165万円を、派遣職員の負担金で670万7,000円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きいただきたいと存じます。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) ごみ処理費でございますが、補正前の額 6 億 4,006 万 1,000 円から 3,998 万 7,000 円を減額補正し、6 億 7 万 4,000 円としようとするものでございます。その内容といたしましては、執行状況の精査により職員手当で 87 万 2,000 円を減額補正し、需用費では消耗品で 1,100 万円を、電気水道料金である光熱費では 1,689 万 3,000 円をそれぞれ減額するなどにより、2,789 万 3,000 円を減額補正し、また委託業務の確定などにより委託料では 516 万 8,000 円を、工事契約の確定により工事請負費では 484 万 9,000 円を、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金の確定により負担金、補助及び交付金では 120 万 5,000 円をそれぞれ減額補正しようとするものでございます。

続きまして、16 ページ、17 ページをお開きいただきたいと思います。

(款) (項) 建設事業費 (目) 新炉建設調査費でございますが、補正前の額 444 万円から 274 万円を減額補正し、170 万円としようとするものでございます。その内容は、事務事業の進捗状況の精査等により需用費で 94 万 5,000 円を、役員費として 108 万円を、使用料及び賃借料として 71 万 5,000 円をそれぞれ減額補正しようとするものでございます。

次に、(目) 新炉建設事業費でございますが、補正前の額 4,680 万 7,000 円から 365 万 6,000 円を減額補正し、4,315 万 1,000 円としようとするものでございます。その内容は、事務事業の進捗状況の精査等により、新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会委員などの報償費で 58 万 7,000 円を、新ごみ処理施設整備基本計画書作成業務委託の確定などにより委託料で 306 万 9,000 円をそれぞれ減額補正しようとするものでございます。

なお、18 ページから 23 ページには、給与費明細書をお示しさせていただいております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第 1 号平成 21 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 2 号) の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長 (坂野光雄君) 内容説明はお聞きの次第でございます。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1. 9 番議員 (岸田敦子君) はい。

1. 議長 (坂野光雄君) 9 番、岸田議員。

1. 9 番議員 (岸田敦子君) 毎回聞いていることですが、住民合意の問題について伺いたいと思います。現状、その下田原の方、また生駒市の方、話し合いはどうなっているのか、依然変わらない状況なのかどうかということをお伺いします。

1. 議長 (坂野光雄君) 北崎局長。

1. 事務局長 (北崎文雄君) 21 年度におきましては、基本計画、その素案並びに今年度になりまして

は環境影響評価調事業についての説明会等を交野市、四條畷市、両市域の中で開催してまいって
ございます。

今ご質問がございました地元の住民の方々につきましては、現在のところ十分なご理解を得られ
ていないというのが実情であろうと感じてございます。事業の推進のためにはですね、住民の
ご理解が重要な要素であります。こういうふう認識してございます。今後とも、地区役員の方
との話し合いや地区での説明会の開催などを通じましてご理解をいただきますよう努めてまいり
ますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

1. 9 番議員（岸田敦子君） はい。

1. 議 長（坂野光雄君） 9 番、岸田議員。

1. 9 番議員（岸田敦子君） それもいろいろ努力もしていただいていることは聞いているんですけど
も、いまだ合意が得られていないと。それは、理由としては、生駒市の方は白紙撤回か土地の変
更かというようなこと、そういった合意できない理由というのもまだ変わらない状況なんです
ね。

1. 議 長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 生駒のことをおっしゃいましたんで、生駒市についてはなぜあの場所だ
というような形の中で場所の移動あるいは白紙撤回ということを求めておられ、そういう思いに
ついては同じということでございます。

1. 議 長（坂野光雄君） 9 番、岸田議員。

1. 9 番議員（岸田敦子君） そういった住民の意見を尊重する立場で方向性変更しようという気はな
いということですね。

1. 議 長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 両市にとって重要なこの新炉建設事業については何としても進めなけれ
ばならない、進めるに当たってはご理解いただける努力をしてまいりたい、何とかこれを、建設
事業についてですね、理解いただくように努力していきたいという思いでございますので、ご理
解お願い申し上げたいと思います。

1. 議 長（坂野光雄君） 9 番、岸田議員。

1. 9 番議員（岸田敦子君） 住民の意見を尊重するよということは前から私は言っていますが、いま
だ平行線ということで、そういった問題点を含んでいる中身がありますので、本補正予算も認め
られない立場だということは申し上げておきます。

1. 議 長（坂野光雄君） ほかに質疑はございませんか。6 番、栗原議員。

1. 6 番議員（栗原俊子君） 補正予算書14ページのごみ処理の補正額が3,900万円、ほぼ4,000万円ほ

ど減額されているのはいいこと、悪いことではないと思うんですが、需用費だとか委託料とか工事請負費というのは全部、2,700万円、500万円、400万円ということの減額補正されているということは、初めから多目に見積もられたということなんですか。それともほかに、例えば委託料の中で、焼却灰及び処理灰搬送業務委託料90万円とか、ばいじん等及びダイオキシン類測定業務委託料というのが150万円減額とかというのがこのように変わるものなんですか、毎年変わってるんですか。ちょっとこのところ、予算委員会に出てないので。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 今のご質問でございますけれども、まず需用費のほうの消耗品費でございますけれども、これにつきましてはやはりごみの減量というところの影響も出てまいります。消耗品費の公害対策薬品でございますけれども、このうち入札をいたしました単価差額でございますが、これが690万円程度出ております。また、その使用料の減ということで410万円程度出ておるといってございまして。また、光熱水費につきましても、やはり一概にすべてがごみ量だけということでは申し上げにくいんですが、ごみ量の減に伴いまして電気水道等が減っておるといってございまして。電気につきましても1,200万円程度、水道につきましては480万円程度が使用料の減というような形になってございまして。

また、委託料のほうで言われてました焼却灰の搬送及び処分、これにつきましてもごみ量が減ってきております関係から、その処理灰、焼却灰ですね、その量も減っておるといって下がっておるといってございまして。

また、ばいじん及びダイオキシン類の測定業務でございますけれども、その下の加熱脱塩素化処理装置でございますけれども、これにつきましてはダイオキシンのほうにつきましては入札の差額ということになってございまして。加熱脱塩素化処理装置のほうにつきましても、当初の見積もりと予算額との契約の差ということになってございまして。

また、工事につきましても、入札または契約との差額ということで減額になっておりますので、よろしくご理解のほうをいただきますようお願い申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 6番、栗原議員。

1. 6番議員（栗原俊子君） 入札の差額というのはあることだと思うんですが、今お聞きした中で一番大きかったのは、やっぱりごみの減によって消耗品とか光熱水費が減ったということは、非常にというか喜ばしいことなんです。大ざっぱで結構ですが、ごみ量は前年度に比べてどのくらいということに減量されているか、おわかりでしょうか。把握しておられますか。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 平成21年度と20年度、まだ平成21年が最終、3月31日来て

ませんので、確実な正確な数字ということは申し上げにくいんですけども、約500トンほど減ってきておるかなということでございます。

以上でございます。

1. 議長（坂野光雄君） 6番、栗原議員。

1. 6番議員（栗原俊子君） ぜひね、その500トン減量すれば、これだけの需用費が減額できるんだというようなことも含めて、両市に啓発をお願いしたいと思います。大体ごみは減ってきているということは認識しているつもりですけど、具体的に金額にあらわして市民の方に協力と啓発を呼びかけることが非常に大切なことだと思いますので、よろしく願いして、この件の質問を終わります。

1. 議長（坂野光雄君） ほかに質問はございませんか。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） それでは、私は通告いたしましたので、通告の内容に沿って質疑いたしますが、時間の関係もありますので一部カットいたします。

まず1点は、今も出てましたけども、この需用費の2,789万3,000円の減額については、一定評価をさせていただきたいというふうに思います。

それから、これはもう省略いたしますが、環境影響調査に係る都市計画決定手続関係業務委託料の95万円の全額カットについてはですね、私は昨年の3月で、この予算計上は間違っておるのではないかということ指摘したこともありますので、いま一度この減額については重く受けとめていただきたいとこのように思います。

それでは、継続費の補正について何点かお尋ねをいたします。先ほどから細かくご説明いただきました。当初計画から見れば、予算のほぼ4分の3の72.8%、1億5,300万円を最終年度の23年度に執行する内容に大幅に変更になったわけでありまして。しかし、継続費の補正を裏づける環境影響評価事業の進捗やその遅れ等を含めた進行スケジュールが全く議会へ示されていない。誠に遺憾であります。

そこでまず1点目、今得ておる情報では、環境影響評価事業の最初の通過点とも言える方法書の作成ですね、これが契約時点の21年9月公示、縦覧の目途から大変大幅に遅れております。その理由についてお尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 当初、新ごみ処理施設整備基本計画策定予定を平成21年6月としておりましたが、新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会及び新ごみ処理施設処理方式検討委員会、こ

の2委員会の審議に加え、パブリックコメントの実施も含めまして策定までに既に6カ月の期間を要したことによります。方法書に反映すべき事業計画の内容が記載できなかったということが原因であったというふうに考えてございます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） もともとですね、新ごみ処理施設整備基本計画策定委員会の日程そのものが無理を承知でつくられた経過がありですね、議会等の助け船で延長してきたことを忘れていただいでは困る、このように思います。計画段階でしっかりと精査し実現可能な計画を立てる、このことをしっかりやっていただきたい。ここで強くお願いをしておきます。

そこで、方法書の作成後、公示、縦覧に付してから知事意見の送付まで約半年かかると想定をされるわけですが、方法書作成の時期の目途と知事意見の送付の時期をいつ頃と見込んでいるのかお尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 方法書につきましては、素案を取りまとめ、大阪府等と現在事前の調整を行っている段階でございます。公示、縦覧の時期につきましては、大阪府としては一般的には2カ月程度の事前審議、期間が必要であると聞いてございます。また、知事意見の時期につきましては、方法書の縦覧を4月、5月ごろ予定しており、縦覧開始から約半年後が標準的な期間であらうと思われまますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 他人事のようなね、答弁をしておられるから、他人事のような無責任な仕事になってしまうんじゃないですか。

改めて聞きますけどね、方法書の公示、縦覧の予定時期がいつで知事意見の送付の時期がいつというふうにね、当組合として見込んでいるのかと、しっかりとしたですね、現在想定されているスケジュールに沿った答弁をしていただきたい。約半年後が標準的な期間であらうなどですね、答弁は全く答弁にはなってないですよ。しっかり答えてください。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 方法書に係る縦覧等の手続は、大阪府が両市と調整して決定されるところでございます。組合としましては、5月早々には縦覧が開始されますよう、これをお願いしていきたいと考えてございます。

また、知事意見につきましても、先ほどの6カ月というところがございます。11月には知事が

ら意見が提出されればというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議 長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 公示、縦覧は5月ぐらい、それから知事意見の送付は11月ということで承知をいたします。

次に、現地の調査時期と継続費の整合についてお尋ねするんですけども、補正前の継続費予算では平成22年度に現地調査を想定しておられました。2億1,000万円の約半額となると1億1,250万円計上しておられたんですが、本補正によってですね、平成22年度の年割り額は実に10分の1、1,800万円に減額されました。常識的に判断してこの現地調査事業、当然遅れることはわかりますけども、これほどの大幅な減額はまず理解ができない。どういうことでしょうか。

1. 議 長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 平成21年度の年割り額が3,800万円に変更を行っていませんが、平成21年度事業としましては600万円の事業の出来高でございます。3,000万円につきましては翌年度、いわゆる22年度へ継続費の通次繰り越しを行うものでございます。平成22年度としましては、先ほど申しあげました3,000万円と平成22年度の1,800万円を合わせまして4,800万円の事業となるものでございます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議 長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 皆さんも今お聞きになったと思うんですけど、先ほどの説明の中でもあったんですけども、結局20年から始まったですね、事業の20、21年度の執行額は900万円です。2億1,000万円の実に4.3%にすぎない。環境アセスメント調査事業の進捗ですね、想像を超える遅れが出ているというふうに私は思うわけでありまして。方法書から準備書、評価書の一連の法定書類作成等、その後に始まります工事の着工に係る見直し後の事業計画について、私はまず議会へ説明すべきではないかというふうに思うんです。事業のですね、進捗状況の説明もないまま継続費の大幅な後年度への先送りは、私は予算計上における行政運営のあり方としてなっていない、このように思います。具体的な事業進捗の遅れを踏まえたせすね、私たちが理解のできる説明をしてください。

1. 議 長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 環境影響調査事業の進捗でございますが、平成21年度に予定しておりました方法書の作成、現地調査の開始という部分がございます。平成22年度に半年はずれ込みます

ことから、後ほど行います準備書並びに評価書も同様に遅れていくものと考えてございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 今の段階です、方法書の作成業務が完了しておらないと。ある意味では議会に説明もございました委託仕様書のスケジュール案そのものですね、既に大きく変わってきておる、変更を余儀なくされておる。今の時点での約半年の遅れということになりますと、環境影響評価事業のですね、平成23年度末での完了は、おっしゃるとおりで困難との見通しが立つわけでありませう。

まず1点は、この遅れをどの程度に見込んでおるのかということと、また当初の説明では、23年度にですね、アセスを終了して24年4月の工事着工と、27年度末の竣工となっておりますが、着工が半年もしくはそれ以上遅れても竣工予定に変更はないのかどうか、お尋ねします。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 先ほどご答弁申し上げましたように、環境影響調査事業のスケジュールは約半年の遅れではないかと考えてございます。今後において、スケジュール管理の徹底によりまして期間短縮に努めてまいりたいというふうに考えてございます。現時点では、平成28年度当初に施設の稼働に向け全力で取り組んでまいっておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 現状ですね、約半年遅れておる、それが竣工時期に影響がないのかとお尋ねしたんですけども、当初計画に沿って全力で取り組む、これはもう結構なことです。これは当然のことだと思うんですけども、この間の遅れは想定をはるかに超えているんです。そういう意味で、私は事業計画全体に影響はないのかと、そしてまた竣工時期も結果としては遅れてくるんではないかということからお尋ねをしたわけでありませう。平成27年度末の竣工ということにつきましてはね、私ども議会ですとか、それから各地区で行われております説明会で常に繰り返し説明をなさっておられます。そういうことからですね判断して、工事着工時期の最終リミットはいつ頃と見込んでおられるか、ご答弁をお願いします。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 造成工事で約半年の期間を要します。また、建設工事で約3年の期間を要すると考えてございます。平成24年度の秋には、工事に着手してまいりたいと考えてございませう。現時点では、環境影響評価等の手続は、先ほど申し上げましたように約半年の遅れではござ

いますが、平成28年度当初稼働を目指して全力で取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解申し上げたいと思います。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 当初の発表ではですね、平成24年春の着工と、それが今の遅れからですね、27年度竣工を目指す上では24年の秋というものなんですね。リミットというふうに承知をいたしました。

その上でですね、継続費と継続事業の整合についてお尋ねをいたします。

地方自治法の208条はですね、会計年度独立の原則をうたっております、会計年度の一切の収入支出が歳入歳出に盛り込まなければならない、このようにしております。しかし、この会計年度独立の原則に対する例外の一つとして、継続費の逡次繰り越しがあります。いわば継続費は、会計独立の原則の例外規定でありますから、私はより厳格な運用が求められるというふうに思うわけであります。この本補正予算はですね、今の答弁でもおわかりのように、継続事業が既に継続年度を超えての執行を想定するという、極めてですね、イレギュラーな事業の進捗状況が明らかになりつつあるにもかかわらず、地方自治法が定める予算計上をですね、逸脱する財政運営ではないかというふうに私は思うんです。

そこで、継続事業の完了時期について、その見通しを今お答えいただきたいというふうに思います。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 環境影響評価事業につきましては、継続費の継続期間内で事業の完了を目指しまして、現在事業の推進に努めているところではございます。しかし、事業につきましては先ほどから答弁ありますように、約半年の遅れということになってございます。ご心配をおかけしておりますが、期間の見定めができました段階で、継続費の年度延長の補正を議会にお願いしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 半年半年とおっしゃるんですけどね、方法書の作成手続で、はっきり申し上げて1年遅れてるんですね。その上でですね、後にやってくる現地調査はですね、これ実は縮めることできないんですね。春夏秋冬1年間の現況調査、これはもう説明会でしつこく説明しておられます。必ず1年間やらないかんということですから、後のスケジュールを縮めることができないということは、当然延長が明らかなかわけであります。今回のようなですね、大幅な

想定を超える継続費の補正ということでもありますから、継続費の年度延長という手だても含めてですね、今やっておられる環境影響評価事業の進捗状況についてね、まずしっかりとした議会への情報提供、これは行政としてね、組合として当然だと思うんですよ。これは、もう極めて残念であります。

そういうことからですね、ただいまの質疑の中からも明らかなように、もう既にこのアセスメント事業が平成24年度に入ることは確実であります。そうなりますと、事業の進捗、委託事業の契約期間、継続費の予算計上、国からの交付金交付の整合が、私は見直しを迫られることになると思いますけれども、これらの関係はどのようにお見込みをしておられるのでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 委託事業の契約期間、継続費の予算計上、また国からの交付金交付の整合につきましてでございますが、まず国からの交付金の延長手続を行いまして、それから継続費の年度延長をいたしまして、そして委託事業の契約期間の変更を行うというふうな手順になると考えてございます。

なお、交付金の延長手続につきましては、現在行っているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 昔と違ってですね、昔の補助金制度の場合には、年度内ということが非常に厳しくチェックも入りましたけれども、地域計画制度に基づき導入されました交付金制度につきましてはですね、年度間の予算執行の流動性が織り込まれ、大変ある意味では柔軟な対応が可能になったというふうに理解はしております。

そういう意味で、構成4市でつくっております地域計画、その見直し作業も終了し、新たな北河内4市地域計画が策定されたと聞いております。その中で、本組合の環境影響評価事業は、新たな見直しのあった地域計画の中で、その事業期間、そしてその総事業費についてどのように見直し織り込まれたのかお尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 現在手続中の平成22年度からの地域計画では、環境影響評価調査事業につきまして事業期間といたしまして平成22年度から平成24年度、総事業費につきましては1億7,100万円で、その年度別事業費は平成22年度1,800万円、平成23年度7,500万円、平成24年度7,800万円と計画をしております。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） なぜね、こんな重要な情報をですね、議会に出さないんですか。そしてですね、地域計画の見直しをなさりですね、まさにもうあと数日で国からの決裁が出るようなですね、重要な報告をなぜ本議会にしてくれないんですか。しかも、今の答弁皆さんお聞きになったと思うんですが、上程されている本補正予算では、平成23年度の年割り額は1億5,300万円となってますよね。しかし、既に地域計画の中で事業の遅れを見込み、23年度7,500万円、24年度7,800万円、計画を変更しているのではないですか。先ほどの答弁で、期間の見定めができた段階で継続費の延長を議会にお願いしたいということでしたが、既に地域計画に盛り込み済みで、期間の見直しをですね、延長をですね、判断しているにもかかわらず本補正予算に上がってこない。これはなぜですか。これは、地域計画との整合も含めた責任ある答弁をしてください。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 先ほども申しました手続中の平成22年度からの地域計画につきましては、現在国並びに府に提出してございますけれども、最終的な決定がなされていないことから本補正予算では継続費の年割り額の変更のみとさせていただいたところでございます。今後事業の進捗状況を見定め、しかるべき時期に継続費の年度延長の補正を議会に上程させていただきたいと考えますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 最終的にはまだ決定もらってないですけども、事業の進捗は確実にですね、24年度に組み込むということを見込んでおるわけでありますから、そういう前提で地域計画の見直しもしておられるわけでありますから、当然その事業を執行する本組合の予算審議でありますからね、そういうものはですね、議会に情報提供し、説明しですね、きちっと理解を求めていくという姿勢を持っていただきたい。

四交組合は、ここ数十年来の懸案課題解決、新炉建設に向けて走り出したわけでありますが、もっとですね、現実に真摯に向き合い、そして抱えている課題を精査し、行政執行の整合性を図り、プラスの情報もマイナスの情報も含めてですね、議会に対し情報を積極的に開示していただきたい。

今日の質疑で明らかになりましたことは、本来新炉事業のですね、推進には極めて重大な内容で、質問しなければ説明をしない行政運営がゆえにですね、進捗が遅れることになると、このように私は思うんです。常に事業の進捗を管理し、前もって議会との情報共有を密にしながら、直面する課題解決に向けてですね、全力で取り組む姿勢がなければ、私は新炉建設など到底完遂で

きない、このように思います。

地域計画等本補正予算の整合についてもですね、一方では次の手を打ちながら一方では仕事を流す手法を続けるようでは、とても新炉建設は進まない。このことを申し上げ、私の質疑は終わります。

1. 議 長（坂野光雄君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（坂野光雄君） これより討論に入ります。討論はございませんか。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議 長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議席10番、扇谷昭です。私は、議案第1号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論を行います。

本補正は、歳出における不用額に伴い、予算の総額において歳入歳出それぞれ5,630万4,000円を減額すると同時に、新ごみ処理施設に係る環境影響調査事業の進捗にあわせた継続費の補正、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金減額に伴う組合債の変更を内容とするものであります。ごみ処理費における消耗品費や光熱水費等の需用費の大幅な減額等、一定評価できる内容もありますが、両市の指導監督のもとに施設組合で当初予算を確保し、都市計画決定手続きの準備のための資料収集や各種申請書等の作成などを内容とする環境影響調査に係る都市計画決定手続関係業務委託料95万円の事業未実施による全額カット、さらには2億1,000万円を投入して始まった新ごみ処理施設に係る環境影響調査事業の継続費が補正に次ぐ補正を重ね、当初平成22年度で約85.7%の予算執行の計画が、本補正によって22年度で約27.1%の予算執行にとどまる内容への変更を余儀なくされたこと、さらには質疑を通じ、平成20、21年度2年間の自治体の執行額は900万円にとどまっており、2億1,000万円の実に4.3%の執行にすぎないことも判明し、環境影響評価事業の業務の停滞を示すもので極めて遺憾であります。加えて本施設組合が最重要課題として懸案となっていた新ごみ処理施設建設に当たり、地元合意手続を踏むことなく昨年1月に開始した環境影響評価事業の進捗等について、議会や市民に対し十分な説明が行われていないことも大きな問題であります。方法書の作成が大幅に遅れており、方法書の公示、縦覧と、同時期に行われる住民意見募集や大阪府審査会、大阪府知事意見手続等の日程を考えますと、方法書に基づく現地調査の開始は早くとも秋ごろと想定され、平成23年度中に環境影響評価事業を終えるとのスケジュールの見直しはもはや避けて通れないのではないかとただしてまいりましたが、地域計画には既に事業実施計画総括表の中で24年度までの事業期間の延長が盛り込まれており、事業についても23年度7,500万円、24年度7,800万円と明記されるなど、環境影響評価事業の24年度へ

の延長は既定の事実であることが明らかになりました。

予算を作成し議会に提出できるのは長のみの特権であり、また提示された予算案は議会の審議を経て議決されなければ予算として成立しないという地方自治法の定めにも照らし、余りにも予算の裏づけとなる事業について議会への情報不足は議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。今後行政が抱える課題を十分精査点検し、議会や市民に対し事業の進捗に見合った情報の提供に努め、開かれた組合運営に努めていただくよう強く要望し、私の討論といたします。

1. 議長（坂野光雄君） ほかに討論はございませんか。5番、中上議員。

1. 5番議員（中上さち子君） 議案第1号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）について、日本共産党の交野市会議員団として反対討論を行います。

新ごみ処理施設建設予定地が決定しまして長い年月が経過しております。施設組合も認識されておられます合意が、予定地周辺の皆さんとの合意がいまだに得られておりません。現在の施設建て替えを急がれる課題ではありますが、新たな施設建設には地域住民の合意を前提とすることは当然と考える立場です。環境影響評価にかかわる事業が含まれていることから反対いたします。予定地周辺の四條畷市、生駒市、住民の信頼を回復し、納得がいただけるまで説明会を何度も開き、安全性について理解を得られるよう、両市、管理者と、施設組合の誠意ある再度取り組みを求めまして、反対といたします。

1. 議長（坂野光雄君） あと、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（坂野光雄君） お諮りいたします。議案第1号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

1. 議長（坂野光雄君） 起立多数であります。よって、議案第1号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）については、可決されました。

1. 議長（坂野光雄君） 日程第4、議案第2号平成22年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（坂野光雄君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第2号についての内容説明をさせていただきます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第2号平成22年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算のご説明を申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

平成22年度予算につきましては、構成両市の厳しい財政状況の中、施設組合といたしましても経常的な経費の削減に努めつつ、新ごみ処理施設整備の推進に係る一定の事業並びに現有施設の安定した稼働を確保するための施設の維持管理の経費を重点的に歳入歳出それぞれ対前年度比マイナス約4.65%、額にいたしまして4,451万8,000円減の9億1,219万5,000円と定めようとするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げますので、3 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございますが、分担金及び負担金で、前年度より6,611万7,000円減の8億7,509万5,000円を、繰越金は前年度と同額の1,000円を、諸収入につきましては前年度と同額の10万円を、国庫支出金では前年度より2,329万9,000円増の3,529万9,000円を、組合債で170万円をそれぞれ見込ませていただいております。

次に、4 ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、議会費で前年度より11万8,000円増の289万9,000円、総務費で743万6,000円減の1億966万7,000円を、衛生費で1億642万9,000円減の5億3,713万5,000円を、建設事業費で6,896万1,000円増の1億2,020万8,000円を、公債費で26万8,000円増の1億4,128万6,000円を、予備費で前年と同額の100万円をそれぞれ計上させていただいております。

続きまして、5 ページ、第2表地方債をご覧いただきたいと存じます。

大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の負担金の財源といたしまして、170万円の地方債を発行しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございます。

(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金 (目) 清掃施設組合分担金でございますが、先ほどもご説明申し上げましたとおり、前年度に比べまして6,611万7,000円減の8億7,509万5,000円を計上いたしております。この分担金の内訳は、四條畷市では対前年度比マイナス約7.56%、額にいたしまして3,282万円の減で、総額の約45.87%に当たります4億142万6,000円を、また交野市では対前年度比マイナス約6.57%、額にいたしまして3,329万7,000円の減で、総額の約54.1%に当たります4億7,366万9,000円となっております。(款) (項) (目) 繰越金でございますが、前年と同額の1,000円を計上いたしております。

続きまして、次のページ、14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

(款) 諸収入 (項) (目) 雑入でございますが、前年度と同額の10万円を見込ませていただいております。

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 建設事業費国庫補助金でございますが、平成20年度から事業に着手してございます新ごみ処理施設整備に関する計画支援事業といたしまして、環境影響調査事業業務に対する交付金といたしまして600万円を、測量造成基本設計業務に対する交付金といたしまして596万6,000円を、土壌・土質等調査業務に対する交付金といたしまして2,333万3,000円を、総額で3,529万9,000円を見込ませていただいております。

(款) (項) 組合債 (目) 大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債といたしまして、対前年度比50%、額にして170万円減の170万円を見込ませていただいております。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

(款) (項) 議会費 (目) 組合議会費でございますが、本組合議会の経費といたしまして、議会議事録作成に係る筆耕翻訳料の増により289万9,000円を計上させていただいております。

続きまして、次のページ、18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費でございますが、対前年度比約6.35%、額にして743万6,000円減の1億966万7,000円を計上させていただいております。費目の主な経費の内訳でございますが、報酬におきましては、平成21年度から作業をしておりますアドバイザー2名の非常勤職員の勤務日数変更による減額などにより、580万3,000円を計上させていただいております。次に、総務課職員5名分の人件費といたしまして、給料1,790万円、職員手当等で1,136万円、共済費で586万7,000円、災害補償費で5万円、臨時職員の賃金で99万6,000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、20ページ、21ページをお開きいただきたいと思います。

監査委員、公平委員会の旅費を初め、管外行政視察に伴います旅費等で69万円を、消耗品費、印刷製本費などの需用費で163万7,000円を、通信運搬費、火災保険料などの役務費で135万3,000円を、委託料では庁舎の警備、計量事務等の業務委託、OA機器保守などの委託業務の経費でございまして532万3,000円を、複写機やOA機器の借り上げなどの使用料及び賃借料では153万6,000円を、工事請負費では事務所、女性用トイレの増設などの庁舎営繕等の工事費といたしまして202万5,000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、22ページ、23ページをお開きいただきたいと思います。

負担金、補助及び交付金では、公害健康被害の補償費等に関する法律に基づく汚染負荷量賦課

金、構成両市から派遣いただいております職員6名分の人件費に相当する負担金、その他監査公平委員会、各種協議会等の負担金などで、合計で5,496万4,000円を計上させていただいております。

以上、総務費の合計で1億966万7,000円となっております。

次に、24ページ、25ページをお開きいただきたいと存じます。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) ごみ処理費でございますが、対前年度比約16.54%の減、額にして1億642万9,000円の減で、合計3,713万5,000円を計上させていただいております。主な減額の要因は、定年退職者の退職手当の減や加熱脱塩素化処理装置保守点検整備業務の点検を1年半周期に変更することによる減、現有施設の整備に伴います工事請負費の減などでございます。費目の主な内容でございますが、管理課職員25名分の人件費といたしまして給料で7,777万9,000円を、各種の職員手当等で5,649万3,000円を、共済費で2,454万6,000円をそれぞれ計上させていただいております。賃金では、焼却炉の運転要員として臨時職員賃金308万2,000円を、施設機器等や公害対策薬品などの消耗品をはじめ、電気水道の光熱費などの需用費として1億1,804万3,000円を計上させていただいております。委託料でございますが、焼却灰等のフェニックスへの搬送や処分に要する経費、ばいじん等及びダイオキシン類測定業務、次の26ページ、27ページにもまたがっておりますが、排ガス分析装置や1号炉、2号炉の空気圧縮機などを初めとする施設の整備装置に係ります保守点検業務などいたしまして、合計で7,563万円を計上させていただいております。

次に、26ページ、27ページの工事請負費でございますが、主に2号炉に重点を置いて整備するもので、炉内耐火物整備や回転火格子整備、バグフィルターのろ布交換等の整備を初めとします焼却施設整備工事といたしまして1億7,622万3,000円を計上させていただいております。原材料費では、1号炉、2号炉の補修工事用資材購入費として310万7,000円を計上させていただいております。

次に、28ページ、29ページをお開きいただきたいと存じます。

負担金補助及び交付金でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場事業負担金といたしまして199万8,000円を計上させていただいております。

以上、衛生費の合計といたしまして5億3,713万5,000円となっております。

次に、30ページ、31ページをお開きいただきたいと存じます。

(款) (項) 建設事業費 (目) 新炉建設事業費でございますが、環境影響調査事業費や土壌等の調査業務を主な事業として、対前年度比156.82%、額にして7,340万1,000円の1億2,020万8,000円を計上させていただくものでございます。また、新炉建設調査費につきましては、廃目

として事務的経費につきましても新炉建設事業費の中に入れて計上させていただいてございます。費目の主な内容でございますが、新炉建設に伴う講演会等の講師謝礼の報償費20万円を、需用費では185万1,000円を計上させていただいてございます。

次に、委託料でございますが、先ほどの補正予算（第2号）でご説明させていただきました継続費の年割り額の変更にあわせまして、新ごみ処理施設に係る環境影響調査業務で1,800万円を計上するとともに、22年度の新規事業について別冊の参考資料をお配りさせていただいてございますが、土壌・土質等調査業務委託経費として7,480万円を新たに計上させていただいてございます。内容として、30メートルメッシュでのボーリング調査79カ所と、1カ所当たり土壌2試料、地下水1試料それぞれの分析を行います。また、あわせて盛り土の状況及び支持層の確認のための弾性波探査、トレンチによる埋土層の状況調査、地下水の流向・流速調査などがございます。その他測量造成基本設計業務として1,790万円を、またこれらの調査を行うための除草業務委託として549万4,000円などを計上させていただいております。委託料合計で1億1,707万6,000円を計上させていただいてございます。

なお、土壌・土質調査業務につきましては、土壌汚染対策法並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例に準拠する必要があるため、詳細な調査方法等につきましては大阪府と協議していくこととなります。また、スケジュールにつきましても、参考資料でございます資料を配付させていただいておりますように、4月から除草業務を開始し、9月には調査業務の終了を目標に努めてまいりたいと考えてございます。

その他複写機借り上げ料など使用料及び賃借料で83万2,000円を、備品購入費で24万9,000円を計上させていただき、建設事業費の合計といたしまして1億2,020万8,000円を計上させていただいてございます。

次に、32ページ、33ページをお開きいただきたいと存じます。

（款）（項）公債費（目）元金でございますが、過去に借りました地方債の元利償還金としまして、対前年度比1.47%、額にいたしまして199万1,000円増の1億3,752万4,000円を、（款）（項）公債費（目）利子でございますが、対前年度比マイナス31.41%、額にいたしまして172万3,000円減の376万2,000円をそれぞれ計上させていただいてございます。元金におきましては、ごみ処理施設整備事業として平成18年度に行いました1号炉の整備工事の財源の一部として借りました地方債の元金の償還が始まりましたことが大きな増額の要因となっております。

以上、公債費の合計といたしまして1億4,128万6,000円となっております。

なお、現時点での公債費の償還金のピークは平成22年度となっており、23年度以降は減少して

まいります。24年度に新炉建設に着手して地方債を借り入れることになりますと、その3年後の平成27年度以降につきましては大幅に増加するものと思われま。

次に、(款) (項) (目) 予備費でございますが、前年度と同額の100万円を計上させていただいております。

以降、34ページから44ページにつきましては、給与費明細書、また46ページ、47ページには継続費の調書、さらに48ページ、49ページには地方債の調書をそれぞれお示しさせていただいております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号平成22年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長(坂野光雄君) 内容はお聞きの次第でございます。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。9番、岸田議員。

1. 9番議員(岸田敦子君) それでは、土壌・土質調査の問題について伺います。この予算の中にこの予算が盛り込まれているということに関してはいろいろ問題点の指摘があり、一定さっそく調査をするということに関しては評価をしたいと思っております。私たちは住民合意が基本だと、先ほども申し上げたとおりですけれども、そもそも住民合意が図れるまで新炉建設に向けた動きに着手すべきではないというふうには思っている立場ではあります。せめて土壌調査の結果が出るまで環境影響評価ストップできないのか、いただいた資料では9月ごろに結果がわかるというような状況ではありますけれども、それまでストップできないものかということと、土壌調査については何らかの形でその住民参加という形がとれないかということに関して伺います。

1. 議 長(坂野光雄君) 明田室長代理。

1. 事務局資源循環整備室長代理(明田清孝君) ただいまご質問がございました。環境影響評価と土壌汚染調査事業につきましては、別々の費用として行う予定をしております。日程につきましては、4月から計画地の草刈り等をですね、開始いたしまして、草刈り終了後、9月には土壌調査の結果が出次第、ご報告をさせていただきたいと考えておるところでございます。環境影響評価における現地調査は、その後実施する予定でございます。

1. 議 長(坂野光雄君) 住民参加は。西端室長。

1. 事務局資源循環施設整備室長(西端善夫君) 土壌汚染調査の住民参加といえますか、住民周知でございます。これにつきましてはですね、現時点では、特段住民参加という面では考えてはございませんけれども、具体的な調査日程とか決まりましたら、広報が間に合えば広報、間に合わなければ回覧等で日程をお知らせするというふうには考えております。

また、調査が終了いたした段階では必ず公表させていただくということで考えてございますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） その調査の住民参加ということに関しては、いろいろボーリング調査とか土壌を取るという、そこに住民が立ち会いで参加する、そしてきっちりとそこを住民が確かめる、そういう手段がとれないかということですね。それが、住民がこの問題にももちろん関心を持って、監視をしながら進めていくということにつながると思いますのでね、そうしたことをぜひ考えていただきたいという点とですね、あと私は結果が出るまで環境アセスをストップすべきでないかと思うのは、その結果いかんでね、この土地で本当にいいのかというような方向性もね、やっぱり考えなければならないという状況が生まれてくるかもしれない。そうなったときに、同時に進めるのではなくて、結果待って再度進めると、アセスにかかるということもね、可能なのではないかなと思うことから質問したんですけれども、その辺はどうか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 大きく2点のご質問だったと思います。

1つ目の、土壌調査をする折に市民に周知ということで、今室長代理、室長からもご説明があったようにですね、一定調査日程等が決まれば、地元の皆様方にはそういう日程でこういう調査をしていくという部分についてはお知らせさせていただきたい。見学等の部分につきましてもですね、非常に憂慮しているのが安全確保というものがございます。この辺が非常に見定めてございません。こういうふうな安全確保ができるのであれば、地元のご希望があれば、見学というのも考えてみることは可能かと存じております。

あと、結果次第でというお話がございました。現実的には、この環境影響評価事業自身は、今先ほどの補正予算の質疑の中でも申し上げましたように、方法書の作成につけて大阪府と協議をしている段階でございます。この方法書の手続自身がまだもう少しかかります。その方法書の手続終わったころ以降に調査という形になるわけでございますけれども、その前段でまず調査があって、現実の調査自身はやはり土壌汚染が終わった後のスケジュールになろうということで、止めることなくこのまま流させていただくと同時に、土壌汚染と現地調査は同時にするというにはならない、その後になるというような形に日程的にはなつてこようかと思っております。よろしくお願ひします。

1. 議長（坂野光雄君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 調査に関して、住民の見学についてね、安全確保できるならというお答えがありましたので、ぜひもちろん安全確保ということは大事だと思いますので、そうしたこと

で住民も一緒に調査に参加してもらおうという方向性を見出していただけたらと思います。

あとまあ、土壤調査の結果いかんで環境アセスも変更せざるを得ない状況が出るかもしれないという可能性がある、そんな指摘もありますんでね、私の立場としたらやっぱりその結果を待って、アセスどうするかということも見定めていってもいいんじゃないかということは思いますので、住民合意をね、図るという意味からもね、環境アセスは一時ちょっと凍結して、先に土壤調査やってからというようなね、手順を踏むべきではないかということは指摘しておきたいと思います。

1. 議長（坂野光雄君） ほかに。6番、栗原議員。

1. 6番議員（栗原俊子君） 今回土壤・土質調査業務委託7,480万円計上されまして、そのことについてですが、昨年秋の議会以来、私は特にこの中でそのことについて全く無知、不案内だったと思います。ですから、こういう調査をどうするのかと質問したときに、3月までについていか、交付金を使って調査をするということでこの数字が出されてきたということを確認するのですが、これは大金だと思うんです。多額だと思うんです。ところが、建設費とか用地費の中には最初から検討されなかった。けれども、これが割とすんなりと私は出てきたと思うんですが、初めからこれは建設費外に想定されていた、予定されていた経費なのかということを改めてお聞きしたいと思います。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 今回参考資料でお見せさせていただいた、3つの事業を申し上げましたらですね、測量造成基本設計業務という部分を除く部分については、当初から想定したものではないというふうに考えられます。

1. 議長（坂野光雄君） それで終わり。6番、栗原議員。

1. 6番議員（栗原俊子君） 質問の仕方が悪いのかもしれませんが、ちょっと何か理解ができないというんですか。想定できなくて、これだけの調査をしなければいけないということで、交付金も3分の1ですか、出てますよね。そんなりすんなり出るものなんでしょうかっていうのが、もう初歩的な疑問なんです。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ちょっとわかりにくいご答弁を申し上げましたけれども、土壤・土質等の調査業務については当初から予定してたかという1回目のご質問については、当初からわかってた、予定ではなかったということはまず申し上げます。

交付金の話でございましたけれども、これは事前にこういう調査をする折に国の交付金対象になるかという、これは大阪府のほうに確認させていただきました。そのときには、法、条例に基

づく、法に定められた事業ですね、これについては交付金対象になるということを確認した中で、この交付金対象の部分として上げさせていただくものです。

1. 6番議員（栗原俊子君） はい。

1. 議長（坂野光雄君） 6番、栗原議員。

1. 6番議員（栗原俊子君） 新ごみ処理施設建設という重大な課題を抱えている当組合が、土壤のことについて想定しなかったというのはちょっと考えられないというか、理解しがたいんですけど、本当におわかり、想定はされてなかったんですかね。ちょっと今さらそんなことをむなしいですけれども、このことを聞いてこの質問を終わりますから、お答え願います。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 具体的には、土壤汚染調査という部分ですね、を特に申し上げましたかもわかりませんが、土地の区画形質の変更の折に届け出が必要な部分と。具体的なその土壤汚染という部分について大阪府に相談をしてるっていうのは以前にはなかって、相談していく中で土壤調査をすべきであるという一定の方向がございまして、今回区画形質の変更というのはまだ24年の先の問題でございまして、測量等をする折もございましてあわせてやっていくという形で今、ある意味では、前倒して調査をしていくという形でございます。

1. 議長（坂野光雄君） ほかに。

1. 3番議員（三浦美代子君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 3番、三浦議員。

1. 3番議員（三浦美代子君） 先ほど別の議員から、土壤調査の折には市民もというような話がありまして、理事者の方ではそれもやぶさかでないというような、私は非常に軽率な答弁であったのではないかというふうに思っております。普通工事現場にそのようなケースがあるのかどうか、議会でも、また議員すらそのような市民が参加をすることがない現状で、ああそうですねという、お気持ちは非常に理解できますが、危険な場所だというふうに先ほど説明もありました。そのあたり、私は先ほど来の答弁は、非常に軽率であるというふうにまず感じます。本当にそういう安易な答弁は、もう少し慎重にさせていただきたいというのが一点と、それと、今さらという話なんですけれども、また別の議員が、補正予算の際に質問をされておられました、議会に説明がないというふうな話なんですけれども、私は今回この四交組合のそのもののシステムとして、議会に対する説明をする機会が議会としてやっぱり要望しなければならないのかなと、私は議長に対しても質問したいんですけども、例えば大事な折々には、全員協議会というふうに、各市いろいろありますように、この四交組合でも、この議会以外に、これから非常に大事な局面を迎えるのであればですね、議長の主張でですね、適宜全員協議会をとっていただくというのも一つ

の手かなあと、でなければ、情報の共有っていうのは先ほどから議員への説明がない説明がないというふうに言われておりましたが、ないわけです、当然、その場が今までなかったというふうに感じます。そのような先ほどの市民の見学っていうふうなことも踏まえまして、議会としてももっともっと慎重に取り組んでいかねば、何もそれは市民に隠すとかということと全然違います。そうではなくて、本当にこれから大事なことをやっていく折につけて、そういう根本的なところを審議しないと、さっきから堂々めぐりのような質問が続いているなあっていう気も、今回の予算の質問ではありませんが、ちょっとそのことを申し述べたいと思いますので、よろしくお願いたします。そのあたりいかがでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） まず、先ほどご指摘がございました現地の見学会、言葉足らずで申しわけなかったです。見学会を企画するという前提でなしにですね、市民から知りたいということ申し出てこられたら、そういう安全確保ができるのであればということで、ただその現地へ入ってもらって遠目でですねどういう状況でしてるんだっていうのはやはり知りたいというご希望があれば考えてみたいという思いで申し上げておるんで、誤解ないようお願い申し上げます。

それと、議会の皆様方に行政運営についての資料というのは、私どもも資料提供という形でテープをとらせていただくことがございます。ただ、今おっしゃられたようにしっかりとご説明し、またご意見もいただくという部分については議会あるいは全員協議会というような形で開催していただく中でですね、しっかりと資料提供並びに議論もお願いしたいというふうには、私どもとしましては、努めて資料提供、議会という場での資料提供はもちろんのこと、それ以外の資料提供にも努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願したいと思います。

1. 議長（坂野光雄君） 議長としては最後にコメントさせていただきます。

ほかには質疑はございませんか。10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） それでは、何点かお尋ねします。

まず1つ目ですけども、土壤汚染対策法が改正施行されました。この新炉建設にどんな影響があるのか。

1. 議長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 土壤汚染対策法につきましては、平成22年4月1日に改正される法律が施行されます。改正されます内容につきましては、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化と、排出土壌の適正処理の確保などの改正が行われるということになってございます。

また、これにあわせて大阪府生活環境の保全等に関する条例についても所要の改正が行われる

と聞いております。この改正では、調査方法や調査項目などの改正がなされておられませんことから、新炉建設に与える影響につきましてはないものと考えてございます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 実に認識が私とは違うなという風に思います。大阪府の条例ではですね、3,000平方メートル以上の敷地での土地の形質変更について、土地の利用履歴調査の実施、報告を義務づけ、有害物質の使用等の可能性がある場合に土壤汚染調査の実施と報告が規定されておまして、規定基準に不適合の場合、管理区域を指定し、汚染の除去等の措置の実施を命令することができる、このようにされています。

しかし、今回の土壤汚染対策法の改正施行によって、土壤の汚染の状況把握のための制度が、先ほども答弁なさいましたように拡充されました。どうなったか。当該土地が土壤汚染のおそれのある土地であると認めるときは、当該土地の所有者等に対し土壤汚染状況調査を命じることができるようになった。全く違うと思うんです。私は、この改正の影響を、実はまともに受けて今回のような土壤調査をせざるを得なくなったというふうに認識しているんですが、いかがですか。

1. 議長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） ご指摘のように、知事の権限の強化が図られております。

土地の利用履歴調査等の実施はですね、その後の土壤汚染状況調査等の実施においてですね、指導の強化等による影響が考えられますが、大阪府と事前の綿密な協議、調整を行うことでですね、影響のないように努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解をお願い申し上げます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 協議してるから影響ないのではなくして、協議の中身そのものの前提が変わってくるということを言ってるんです。当然協議してやるんですけども、この前提が変わるんだから、権限が強化されるんですから、影響はあるわけですよ。もっとしっかりね、対処していただきたい。強く要望しておきます。

それから、土地の利用履歴調査です。府条例では、この土壤調査の前段階で土地の利用履歴等調査が義務づけられております。この土地利用履歴調査の実施及びその結果についてお尋ねします。

1. 議長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 新炉予定地の土地の利用履歴調査につきましては、過去の航空写真等から見ますと、昭和49年から54年の間に建設残土が持ち込まれたものと考えてございます。

また、平成4年の廃棄物基準でございますけども、土壌調査での結果では砒素、鉛、総水銀が検出されておること、ボーリング調査で廃棄物の存在が確認されておりますことからですね、今回はこれらを土地の利用履歴とみなして、土壌等の調査を実施するものと考えてございます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 何を言ってるんかと思いますね、土地の利用履歴調査によってね、管理物質の使用等の履歴が確認された場合に、知事指定の指定調査機関による土壌汚染の調査が必要となるんじゃないですか。そうでしょう。履歴の確認を行ったんですか。

1. 議長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 先ほどお答えいたしましたように、過去の航空写真や平成4年の土壌調査結果を取りまとめた土地の利用経歴等の調査結果報告書については、まだ現在大阪府には提出はいたしておりませんが、大阪府との協議において今回提出しようとするこの報告書により有害物質の使用等の可能性があるとして認識されてございます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） なら、全部府との協議で決まっていくんですね。そうじゃないでしょう。有害物質が過去に検出されており廃棄物の存在が確認されているから、土地の利用履歴調査が必要なんです。この2つの事実を持って利用履歴とみなすなんてのはもってのほかじゃないですか。検出されるはずのない有害物質がなぜ検出されたのか。また、あるはずのない廃棄物がなぜ埋まっていたのか。土砂採取を許可した手続等を踏まえるならばですよ、許可を受けた事業者等の聞き取り調査をした上で土地の利用履歴を明らかにすることが求められているんじゃないですか。土地の利用履歴調査をきっちりすることによって、今回やろうとする土壌調査結果の判断がさらに正しいものになるんじゃないですか。当条例に基づいた適正な手続を踏むべきだと、きっちりやるべきだと、土地利用履歴調査を、いかがですか。

1. 議長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 今回予定いたしております土壌利用履歴調査を初めですね、土壌等の調査全般につきましては、今後とも大阪府の指導のもと、法、条例に基づいて適正な調査に努めてまいりたいと考えてございます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議 長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） ここに大阪府に来てもらわにゃあきまへんな。しっかりやってください。

それとね、次に土壌調査の内容なんですけども、今回のこの調査事業の法的根拠、それから調査の方法について詳しく説明してください。

1. 議 長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 予定いたしております土壌等の調査につきましては、土壌汚染対策法並びにですね、大阪府生活環境の保全等に関する条例に準拠して実施するものでございます。

調査内容につきましては、先ほどご説明させていただきましたようにですね、参考資料のとおり、30メートルメッシュで79本のボーリング調査です。土壌、地下水の調査を行ってまいります。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議 長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 今の内容であればですね、この参考資料に書いてあるわけです。私は、この参考資料だけではよくわからないんでお尋ねしとるんですが、実は第1種特定有害物質については、まず土壌ガス調査を実施すると、そして、有害物質が検出された場合には土壌溶出量も測定する。それから、第2種、第3種の特定有害物質については、土壌を採取し、溶出量をまず測定すると、その際、重金属類については含有量も測定する。ダイオキシン類については、まずステップ1でですね、30メートルメッシュ、5地点混合方式で採取した試料の含有量を測定する。そして、その結果指定基準に適合しなかった場合は、30メートルメッシュすべての単位区画、要するに10メートルメッシュです、5地点混合方式で測定する。これが大阪府条例の調査対策の手引に盛り込まれている中身ですよ。こういう調査をきっちりするんですか。

1. 議 長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 今回の調査につきましては、法、条例に基づきました調査としております。ご質問の調査対策の手引に沿って進めてまいりたいと考えてございます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） はい、議長。

1. 議 長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 私たちもしっかり勉強せないかんと思うんですけども、ひとつ厳しいと思うんですけど、していただく以上ですね、先ほどからも出てますけども、大きな金額動きま

す。前にここで質問させていただいた折には、これ10メートルメッシュでやらざるを得んということになってると、これもっとふくらみます。そういうことにならないことを祈っとるんですけども、しっかり法に基づいてやっていただきたいとお願いをしておきます。

そういうことの中でですね、仮に土壌調査をした結果、汚染状態が指定基準に適合しないということになりますと、知事が管理区域に指定すると、こういうことになっております。含有量基準を超える土壌汚染が仮に明らかになった場合、私の考えでは当然にもですね、汚染土壌を取り除く、もしくは汚染されていない土壌と埋めかえる、埋め戻す、こういう土壌汚染の除去の命令になる、想定できるわけではありますが、このような認識はお持ちでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 仮に土壌汚染が明らかになった場合の処置命令につきましてはですね、法等に基づいた処置を基本にですね、基準値を超えた有害物質の種類などを判断して行えると考えてございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） もう少し踏み込んだ答弁をしてほしいんですけど、まあ結構です。

1つは、隣地の奈良県では同様の事態になっておりましてね、土壌汚染廃棄物対策として既に廃棄物の撤去を奈良県が申し入れておることが明らかになっています。私の認識ではですね、大阪府としても当然にも同じような措置が講じられることは明らかだろうというふうに思いますんで、ひとつしっかりですね、認識してですね、土壌調査にも当たっていただきたい。また、府との協議も密にやっていただきたい、お願いをしておきます。

次に、今度は問題になるのは、じゃああそこに入っているのは一体何なんだということなんです。産業廃棄物とは、事業活動から生じる廃棄物であって、量的、質的に環境汚染の原因となる可能性があるものと、このように法で規定されております。

そこでお尋ねいたしますが、平成4年の土壌調査で確認されている石炭殻、タイヤ片、木片、れんが片、アルファルト片は、私は明らかに産業廃棄物であるというふうに思っておりますが、どういうご認識でしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 平成4年の土壌の調査で確認されている、議員申し上げられました石炭殻、タイヤ片、木片、れんが片、アスファルト片等につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物であるというふうに考えてございます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 今回の答弁は非常に重い答弁なんですね。今までね、いろんなやりとりやっていますけども、あこに埋まっている、まだ確認されている廃棄物についてはお茶を濁してきてるんですね。建設残土という名前、表現を使っていますけども、これが明らかに産業廃棄物ということになるとですね、これは法による規制が当然かかるということなんですね。まず、ひとつ押さえておきたいと思います。

そこで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって産業廃棄物の不法投棄が明らかになった場合、もちろん罰則を受けますし、同時に、適正処理による原状回復、これは当然命令指導されることになります。予定地ですね、産業廃棄物、これはあることははっきりしとるわけでありますから、の不法投棄を認定し、除去指導をする行政機関はどこになりますか。そして、また具体的にですね、どのような適正処置が求められることになるのでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 産業廃棄物に係る所管行政機関というのは、都道府県となつてございます。ただ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物の不法投棄かどうかということでございますけれども、これにつきましては組合で判断することは困難であろうと考えてございますので、よろしくをお願いします。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） あの予定地はね、過去に土砂採取に対して大阪府の許可出てるんですね。しかし、廃棄物を含む建設残土等の埋め戻しは当然許可されてないんです。監督官庁が許可していない廃棄物があること自体、不法投棄じゃないですか。量の把握はですね、今後の土壌調査の結果、これで明らかになってくると思います。

しかし、現認されている廃棄物の除去についてはですね、現段階でも一定の判断ができるんじゃないかというふうに思うんですが、改めていかがですか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 先ほどもご答弁いたしましたように、不法投棄かどうかという判断につきましては、組合では判断することは困難であるというふうに考えてございます。しかしながら、今回建設工事に伴う掘削等によりまして、処理しなければならない廃棄物につきましては、いわゆる廃棄物処理法に基づき処理していかなければならないと考えてございます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 次に行きます。この調査事業ですね、7,480万円の内ですね、トレンチ

調査、それから地下水流向・流速調査以外の7,000万円が交付金対象となっておりますけども、その根拠についてお尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 交付金の対象となる根拠につきましては、循環型社会形成推進交付金の交付要領において計画支援事業として廃棄物処理施設整備事業の実施のために必要な調査、設計及び周辺環境調査等を行うための事業と定められてございます。ご質問の土壌調査につきましては、土壌汚染対策法等の法令に基づく調査として交付金の対象となるものでございます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） はい、議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） ですからね、土壌汚染対策法や、大阪府条例等の法令に基づく調査だから交付金の対象になると。そうであるのであればですね、私は逆に、さっきから申し上げているように、しっかりと踏むべき手続は踏んでほしいとこう申し上げているんです。もう繰り返しませんけども、土地の利用履歴調査、これは法に基づいているわけですから、条例に、しっかりですね、やっていただきたい。この履歴調査をしっかりやることによってですね、土壌調査結果の判断が、よりですね、有効かつ更に適正にできるようになるんだというふうに思っておりますので、強くお願いしておきます。

次に、交野市妙見東地区の説明会でのことについてお尋ねをいたします。

1月23日に開催されたこの質疑の中で、協議会設置について、また地元住民とは何かとの参加者の質問に対し、地元の定義は区長さんと相談して決めていきたい、今後は積極的に声をかけさせていただきたい、このように当時答えておるわけでありまして。妙見東地区を地元とし、協議会に入ってもらおうということを含みとするような説明というふうに思うわけでありまして、改めて地元の定義と具体的な地区名、さらには仮称地域連絡協議会の構成メンバー、設置スケジュールについてお尋ねいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 地元の定義につきましては非常に難しく、一般的には事業を実施する区域、事業の実施に伴い影響のおそれがある、あるいは考えられる区域ではないかと考えてございます。

もう一つの仮称地域連絡協議会につきましては、環境影響評価事業の準備書の作成段階までの設置が、設置することが望ましいと考えてございます。構成メンバーあるいは地区等につきましては、関係市とまた関係地域の代表の方々と協議してまいりたいというふうに考えてございます。

んで、よろしくお願い申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） ここまで来ましてね、進めてきて、一般的には、なんてはね、いう答弁してほしくないですよ。また、相談協議とね、ある意味ではきれいごとでいように思いますけどね、一番大事なことはね、本組合が進めていくという前提に立ってね、きっちりした素案をつくらなだめですよ。その素案をつくってですね、それをベースに区長さんや地元の方に相談協議をかけると。そういうことによって問題解決に僕は進むと思うんです。結局関係地域の特定すらしっかりできないということは、さらに混迷を深めていくんですよ。私は、この四交組合が現段階における考え方、素案として持つてるこの協議会の構成メンバー、想定スケジュールはいかがかとお尋ねしてるんですが、明快な答弁を求めます。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 現段階ではございますけれども、先ほどもお話があった構成メンバーとか構成スケジュールの素案ということでございます。現段階では素案は考えておりませんというのが実情でございます。この素案につきましては、早急に検討を行ってまいりたいと思いますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、先ほども申し上げましたけども、仮称地域連絡協議会の設置時期につきましては、施設組合ではとりあえず準備書の作成段階までの設置が望ましいというふうに考えてございます。今後規定の整備、素案の整備を含めまして、関係市と協議して設置に向けた取り組みを行ってまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 事業を円滑に進めるためにはね、あちこちの説明会でいっぱい質問出てるじゃないですか。そうでしょう。しゃべってるんですからね、説明してるんですから、しますというて。素案がないっていうのは、そういうことを言うてるからね、どんどん課題が大きくなっちゃうんですよ。しっかりですね、両市と相談をしてですね、早く素案をつくってね、質問が出たときにこういう考え方を持っておりますということを提示する中でですね、事を進めるように、ぜひしていただきたい、これ強くお願いしておきます。

それから、同じくその説明会の中で、計画予定地について問われて、こう説明してるんですね。あくまでも予定地です。環境影響調査を行った結果、好ましくない要素が出てくれば、これを回避できることを含めて評価します。回避することができなければ、検討しなければならないと思います。おっしゃってるんですね。回避することができなければ検討しなければならないと

というのは、これは具体的にどういう検討ということになるのでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 妙見東地区での説明会で、環境影響評価の結果、影響を回避することができなければ検討するとはどういう具体的なことかとのご質問でございます。我が国のごみ処理技術の水準から考えましたところ、大気質等ですね、生活環境への影響については回避は可能であろうというふうに考えてございます。ただ、いわゆる生態系などの自然環境、あるいは景観、文化財等の歴史的、あるいは文化的環境への影響につきましては、回避についてはできない場合もあり得るのではないかという思いの中から答弁をしたものであると考えてございます。

今後は、説明会等で住民の皆様方への説明につきましては誤解のないように、誤解されないような答弁に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 環境影響評価事業は、施設整備を進めるということを前提に実施するんですよ。施設整備を進めるか否かを判断するために実施するものではないんですよ。この説明はね、環境アセスメントの考え方を逸脱する説明なんですよ。ある意味では、私に言わせれば明らかに虚偽の説明なんです。これは極めて遺憾です。そんなことを言うからね、また問題もおかしくなるんですよ。これは、以前にも私何回か申し上げたと思うんです。混乱を助長するような対応では困るんですよ。もっとしっかりやっていただきたい。だから、次から次に課題がふえてくるんですよ。これは強く要望しときます。

次に、四條畷市はですね、2月4日、副市長名で次のような申し入れを交野市に申し入れしました。平成8年3月29日付、両市が取り交わしました覚書の建設予定用地及び新焼却炉建設用地の解釈について、両市見解の相違があるため、顧問弁護士と相談した結果、建設予定用地は第1条に規定する交野市大字私市3029番地ほか15筆、公募面積3万2,852平方メートル、実測約6万9,580平方メートルであります。新焼却炉建設用地の本市の解釈は、工場ゾーンの3万平方メートルと判断いたしました。今後の判断につきましても、両市が取り交わしました覚書に準じて、新ごみ処理施設整備を推進してまいりたいと考えております、との文書をですね、申し入れをいたしました。

この見解の相違の発端となったのは、昨年12月の交野市議会の一般質問に対する答弁で、先行取得している用地6.9ヘクタールと都市計画区域敷地面積5.7ヘクタールとの差1.2ヘクタールについて、四交組合が両市の土地開発公社から買い上げ、維持管理することで両市長が了解しているとの答弁でありました。そして、この3月17日に両市副市長間の協議が持たれましたものの、

相変わらず双方の見解の違いを埋めることはできず、きょうに至っておるということでありませう。

四交組合を構成する2市の見解が違うということでは、一部事務組合として2市で構成する四交組合のこの平成22年度の行政運営方針が定まらないということであり、とても予算審議ができるものではないと思うんです。このことについて、両市合意の確かな統一見解、四交組合として責任ある答弁を求めます。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 今のご質問の部分でございます、平成8年3月29日付で両市長が取り交わしました覚書、これの第3条第3項の条文に関しまして、四條畷市と交野市において現在見解の相違がございます。論点となっておりますのは、建設予定地と新焼却炉建設用地の解釈及び取り扱いでございます。现阶段では見解の相違はございますが、新ごみ処理施設整備事業の推進に大きく支障を来すことから、両市で十分に協議を進めまして解決していくということを確認されておられるところでございます。本施設組合といたしましても、早急に結論を見出していきたいというふうをお願いをしまいたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 四交組合がですね、一旦すべての用地を買い戻して、その一部の用地を使って新炉整備事業を進めるわけですから、事業用地を含む取得用地全体の取り扱いの方針が確立し得てない状況で四交組合の予算審議することは、これはなかなかできないじゃないですか。仮に当該残地1.2ヘクタールをですよ、四交組合が取得し維持管理するのなら、将来本組合での予算執行が伴うことになります。しかし、交野市が再取得することになるのであれば、四交組合として将来の予算執行は発生しないんです。全く異なる結果になるんですよ。この点ですね、本年度の組合運営に関する基本的な方針に係ることですから。管理者の答弁を求めます。

1. 議長（坂野光雄君） 田中管理者。

1. 管理者（田中夏木君） ご指摘の部分につきましては、両市で今後十分に協議を進め解決してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） きょうはね、最初に議長からお話がありました、午前中ということでもあります。それで、新年度の予算審議してますから、このことでもってこれ以上私は議論する

あれはありませんが、私は両市の見解の相違を抱えたままですね、組合運営をなさる、これは極めて遺憾だと。これは、もう早期にはなしに年度内に、今日、明日にでもですね、妥結していただきたい。これは強く要望しておきます。

そして、今度は都市計画決定手続等についてお尋ねをいたします。もちろんですね、都市計画決定を打つに当たっては、計画地について敷地全体の境界確定が必要になります。境界線上のですね、隣地権者全員の同意確認が必要になると思うんです。この進捗はいかがでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 計画地の敷地全体の境界確定につきましては、施設組合が事業用地を買い戻す時期、これまでに必要であると考えてございます。現在、境界確定に向けまして両市の土地開発公社が協議を行っている状況であると聞き及んでございます。施設組合としても、一刻も早く境界確定していただけるよう両市及び土地開発公社に対しまして要望しているところでございますので、よろしく願いいたします。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 買い戻すまでじゃないんですよ。都市計画決定手続する際にですね、都市計画区域の確定っていうのは、これは不可欠な要件じゃないですか。もう境界の確定なしにですね、用地の都市計画決定など、私はあり得ないと思うんですね。四交組合がですね、いわば組合であるがゆえに、2市との調整という部分も含めてですよ、両市と土地開発公社との関係も含めあるからなかなか即前へ進まないという問題があるとしましてもね、押さえるべきポイントはしっかり押さえて、いつまでに何をせないかんのか、しっかりやっていただきたい、これはお願いしときます。

もう一点、あつこの用地を見られた、恐らく議員さんも全部見ておられると思うんですが、東側境界部分、生駒市との接する部分であります、ここが盛り土で明らかにこの境界を越境し、擁壁があるように思うんです。境界線を確定させる必要が当然にもあると思うんですが、対策は考えておられるんでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 今お話がございました新炉計画地は、現在両市の土地開発公社が所有してございます。

また、境界確定につきましても、現在両市の土地開発公社において進めていただくことをお願いしているところでございます。盛り土による擁壁と境界線を越えている可能性があるということも考えてございます。両市や、両市の土地開発公社が連携して対策についても検討していただ

きたい、まいりたいというふうを考えてございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議 長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） これもね、この東側の生駒市との境界部分につきましてはね、これ盛り土による石積の擁壁、これかなりの高さなんですよ。これ境界線を超えているという可能性があるというご答弁でした。しかし、対策については検討。私が見たところではね、これは相当の規模の擁壁で、測量事務や造成工事等に恐らくかなりの額の出費が私は想像できるというふうに思ってます。どんな認識をお持ちですか。

1. 議 長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ご指摘の石積の擁壁の問題につきましてはですね、両市や両市の土地開発公社と調整していかなければならないというふうを考えてございます。新年度に予定してございます、地形測量及び造成基本設計というのを予定してございます。ご指摘の部分につきましては、このような中で検討してまいりたいというふうを考えてございますので、よろしくお願ひします。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議 長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） もちろん当方の責任ではないですよ、相手さんもあることですからね。しかし、事業を進めていく上で課題があるとするならば、やはりしっかりとポイントを押さえて進めていっていただきたい、強くお願ひしておきます。

次に、債務負担行為の設定についてお尋ねをいたします。

まず、1点確認いたしますが、建設予定地の先行取得依頼について、四交組合から両市の土地開発公社に先行取得依頼が行われたとこういうふう、今説明を受けてるわけでありまして。四條畷市、交野市、それぞれの土地開発公社に対し、四交組合はいつ先行取得依頼を行われたんでしょうか。

1. 議 長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） まず、昭和57年8月4日に、本組合から交野市へ先行取得の依頼をかけましたが、租税特別措置法施行規則の適用を受けるためには、事業主体から直接交野市の土地開発公社に依頼する必要が生じたので、同年の12月10日に本組合から交野市へ出させていただいた先行取得依頼の破棄を再度依頼させていただきました。その後、改めまして同年12月17日に、本組合から交野市土地開発公社へ先行取得を依頼してございます。

次、四條畷市のほうでございましてけれども、平成8年2月7日に本組合から四條畷市へ、貴市

の土地開発公社において先行していただきますよう依頼をいたしたところでございます。

以上でございます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議 長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 土地開発公社の先行取得依頼の際の債務負担行為のことなんですが、地方自治法の第214条にですね、規定がありましてね。四交組合と普通地方公共団体が債務負担する行為をする、要するに先行取得依頼をかけるという場合には、予算で債務負担行為として定めおかなければならない、こういう規定があるんですね。地方財務実務提要によりますとね、予算措置をせずに用地買収の交渉や額の決定をすることはできませんと明らかに書いとるわけなんです。この解釈に従えば、昭和57年12月に四交組合から交野市土地開発公社に先行取得依頼をかける段階でですね、過去の話であります、債務負担行為を設定し予算措置を講じる必要があったと考えますが、この認識についてはいかがですか。

1. 議 長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 債務負担行為の件でございますけれども、議員のおっしゃるとおり、昭和57年12月の土地開発公社へ先行取得を依頼したときにですね、本組合として地方自治法第214条の規定により、予算で債務負担行為を定める必要があったものと考えてございます。

以上でございます。

1. 10番議員（扇谷 昭君） はい、議長。

1. 議 長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 私は、今回の予算に債務負担行為が上がっていると思ってたんです。上がってこないからおかしいなと思ったんです。四交組合がですね、今構成2市の中で四交組合が買い戻すんだということを声高におっしゃっておられるわけです。ところが、予算の裏づけがどこにもない。予算の裏づけなしにですね、何十億という物件買い戻すなんて話ができるはずがないんですよ。私はね、そういう意味では過去の話はもういいじゃないですか。しかし、今この段階に至ったこのときに立って、過去と同じ過ちを繰り返すんじゃないしに、本来設定が必要であった予算へのですね、債務負担行為の設定が本来なされるべきではないかと思うんですがいかがですか。

1. 事務局（奥田浩樹君） はい。

1. 議 長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 先ほどもご答弁を申し上げましたとおり、予算で債務負担

行為を定める必要があったと考えてございます。債務負担行為を設定するときにはですね、金融機関との間に債務保証契約を締結しなければならないことから、今後金融機関や両市と協議いたしまして、諸条件が整いましたら速やかに予算で債務負担行為を定め、議会に上程させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

1. 10番議員（扇谷 昭君） はい、議長。

1. 議 長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 今のご答弁でですね、できる限り早期にですね、そういう手続きをとっていただきたい、法の定めにですね、忠実な組合運営をお願いをしておきます。

最後に、中田副管理者にお尋ねしたいと思います。

先ほど確認させてもらいました新炉建設用地の先行取得依頼がですね、昭和57年12月17日に当組合から交野市土地開発公社に行われております。そして、四條畷市には平成8年2月7日に依頼されておるわけでありますが、この間、交野市土地開発公社が先行取得に向けた準備作業を進めていたというふうに私は認識をしておるわけでありますが、その認識に相違ないですか。

1. 議 長（坂野光雄君） 中田副管理者。

1. 副管理者（中田仁公君） 清掃施設組合副管理者の立場で申し上げますが、昭和57年12月17日付、畷交野清掃施設組合第246号で、交野市土地開発公社理事長あてに仮称四條畷市交野市第2ごみ焼却場新設用地先行取得依頼についての文書を発送し、その後諸般の判断により両市で建設予定用地取得の合意がなされたことから、平成8年2月7日付で四條畷市長あてに公共用地先行取得についての依頼文書を送付しております。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議 長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） そしてですね、その期間中、準備作業に入られた後のですね、平成4年3月19日に土壤調査が行われておるんですね、今問題となっている。そして、その調査はですね、候補地の現況調査であります。しかも、土壤や地盤に関する調査も含まれておりましたことから、恐らく重大な関心を持って見守っておられたと、このように思うわけであります。交野市はですね、この土壤調査の結果をいつどのような手続を経てお知りになったのか教えていただきたい、このように思います。

1. 議 長（坂野光雄君） 中田副管理者。

1. 副管理者（中田仁公君） ごみ焼却場仮称第2清掃工場建設計画に伴う環境影響調査報告等の送付についての文書を平成4年5月25日付、事務連絡で施設組合から土地計画担当課長あてに送付し

たものと認識いたしております。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 今の答弁で、平成4年5月25日に報告書が提出されたと、認識しておられるというご答弁でした。その報告書は、今も交野市で保存されておられますでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 中田副管理者。

1. 副管理者（中田仁公君） 現時点で、交野市に対して確認はいたしておりません。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議長。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） ありがとうございます。この点につきましては後日で結構ですので、ご確認の上、組合を通じてご回答いただければというふうに思います。

以上で私の質疑を終わります。

1. 議長（坂野光雄君） 以上で質疑を終結いたしたいと考えます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

1. 10番議員（扇谷 昭君） はい。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 議席10番、扇谷昭です。私は、議案第2号平成22年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について、反対の立場で討論を行います。

本予算案は、歳出に新ごみ処理施設に係る環境影響評価調査事業に係る継続費総額2億1,000万円の年割り額1,800万円と前年度から逡次繰り越しとなる3,000万円を合わせた4,800万円、さらに新炉建設事業費として測量造成基本設計業務委託料1,790万円、土壌・土質等調査業務委託料7,480万円を含む1億2,020万8,000円を含むものとなっています。質疑を通じ、さまざまな課題が明らかとなりました。

まず、土壌汚染対策のために実施する土壌調査については、土壌汚染対策法一部改正の施行の影響認識の甘さ、土地利用履歴調査の不十分性、土壌調査の詳細な内容の把握の欠落、産業廃棄物の存在を認めながら不法投棄認識の甘さ等が明らかになりました。地元合意手続等については、地元認識の不透明な答弁、仮称地域連絡協議会設置構想の素案の未策定、環境影響評価の法的位置づけに対するあいまいな認識等が明らかになりました。

さらに加えて、施設組合を構成する四條畷市と交野市の新炉整備に向けた方針、認識の不一致について、建設予定地の都市計画区域以外の残地の取り扱いをめぐり、四交組合が保有し維持管理に当たるとする交野市と、平成8年の覚書を踏まえ四條畷市の保有分を合わせて交野市が引き

取るとする四條畷市の見解の相違が明らかになりました。加えて建設予定地の都市計画決定手続において大切な要素となる都市計画区域の確定について、境界線上の隣地地権者の合意手続が未完了であること、計画地の東側、生駒市と接する盛り土による石積の擁壁が境界線を越境しており、相当規模の対策工事が必要なことも明らかになりました。

そして何よりも大きな課題の一つとして、昭和57年に四交組合から交野市土地開発公社に予定地の先行取得依頼手続を行うに当たり、予算において債務負担行為の設定をしておかなければならなかったものをしてこなかったという明らかな地方自治法違反が長年にわたって続けられてきたという事実の判明であります。

昨年来、交野市と四條畷市、両市において、将来起債によって四交組合が予定地を買い戻すのだと説明を繰り返しながら、地方自治法が定める予算の裏づけがなかったということであります。この点、今後関係諸機関と協議し、諸条件が整い次第、予算に債務負担行為を定め、議会に承認を求めるとの答弁がありましたが、法の遵守による財政運営に努めていただくよう強く要望しておきます。

以上、明らかになった多くの事実や課題は、すべて本来の手続を踏まずして、ある意味では強引に進めてきた新炉建設の取り組みそのものに内在していた法令違反や手続ミス、さらには詰め甘さが自治体に事業を始める段階で顕在化したもの、本来法令主義に基づき、行政手続を踏むこととなっている一部事務組合としての、運営の基本理念から大きく逸脱することではないでしょうか。地元合意手続が進まない理由は、実にここにあります。地元住民を初め構成両市の市民の理解と協力を得て新炉整備を進めようとするならば、過去に進めてきた取り組みが抱えるさまざまな課題を明らかにし、ありとあらゆる情報を積極的に開示し、対処方針について意を尽くして説明責任を果たすことであります。本組合を構成する両市の施設整備に臨む方針、見解が異なる事態を放置し、そのことを含め政策決定に多大な影響を及ぼす重要な情報について議会や市民に対して明らかにしない四交組合、構成両市に猛省を促し、私の討論といたします。

1. 議長（坂野光雄君） ほかにありますか。

1. 9番議員（岸田敦子君） はい。

1. 議長（坂野光雄君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 四條畷市選出の日本共産党市会議員団の岸田敦子です。私は、議案第2号2010年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出予算について、反対の立場で討論します。

日本共産党は、繰り返し住民合意なしに新炉建設に向けた事業を着手すべきでないと訴えてきており、新炉建設について下田原住民や生駒市住民の合意がまだ得られていない状況にある中

で本予算は認められないと考えます。しかし、本予算には土壌調査の費用が盛り込まれ、新年度の早い段階で調査が行われることから、その結果が出るまで環境影響評価は凍結するという対応があれば本予算を認めることも考えられるのですが、その姿勢を示さない中ではやはり本予算は認められません。土壌調査に当たっては、質問の中でも申し上げたとおり、議会や住民がチェックできる可能性を探っていただきたいと思います。

四條畷市で行っているダイオキシン調査は、地元自治会役員など住民立ち会いのもとで行われています。また、北河内4市リサイクル施設組合でも、廃プラからの化学物質発生の調査の際、住民立ち会いのもとで行われました。そのような姿勢が住民への誠意として映り、住民に開かれた調査が、住民とともに新炉建設の問題を解決するための一つの糸口となればという思いから提案を申し上げた次第です。安全性を確保し、できる限り議会や住民が調査に参加できるよう求め、反対討論とします。

1. 議長（坂野光雄君） ほかに討論ございますか。5番、中上議員。

1. 5番議員（中上さち子君） 議案第2号平成22年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について、日本共産党交野市会議員団として反対討論を行います。

まず、新ごみ処理施設建設については、地元住民の合意を前提とするのは当然と考えております。まだ地元住民から理解が得られない中、環境影響調査事業を進めることは賛成できません。

さらに、建設用地にかかわる問題が残されている点です。

1つは、適正な価格での用地取得があったかという点ですが、用地取得の際の鑑定には廃棄物が埋められていることには触れられておらず、土取り跡地が条件として示されています。鑑定の条件が違っておれば、取得価格は下がっていたかもしれません。

もう一つは、埋められている廃棄物の内容と量によって今後処理費用が必要とされる点です。22年度予算には、土壌・土質等調査業務委託料7,480万円が計上されていますが、本来は必要ない新たな税金投入と考えます。また、調査結果によって税金投入が必要とされることも想定されます。両市管理者と施設組合はこれまでのやり方を総括し、市民への説明を丁寧に行うべきだと考えます。今後も、新ごみ処理施設建設に当たっては、市民への情報公開と市民参加をより進めさせていただくことを強く求めて、反対討論といたします。

1. 議長（坂野光雄君） ほかに討論ございますか。

1. 6番議員（栗原俊子君） はい。

1. 議長（坂野光雄君） 6番、栗原議員。

1. 6番議員（栗原俊子君） 私は、賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

先ほどから熱心なあらゆることを調べ尽くされた議員さんによって、特に用地取得とこの用地

の性質に対する問題を語る述べられて、私もたくさんの疑問を感じております。私自身が交野市側から説明を受けたことでは、昭和40年代後半には、土砂採取場があり、その採取後に建設残土などが埋め戻されていたことがわかっていたが、木片、れんが片、アスファルト片などが一部で確認されていたが、建設残土については廃棄物ではないことから特に規制はなく、土壤汚染対策法が未制定で、土壤汚染の有無を確認できなかったことや、売り手の相続問題等もあり、用地確保のために公社の先行取得となったというような、ちょっと簡単に申し上げておるんですが、このような説明を受けまして、一応それを信じているわけです。そういう土地を、原状回復もしない上で購入したということにも本当に疑問を感じているのですが、今となってはそれを蒸し返しても仕方がない。しかし、ただいまの議員さんの質問に関しては、十分に弁解方々理事者側も対応するというをおっしゃいました。地元説明が進んでないということの一端の事情がわかりました。今までこの新炉建設が遅れたのは、私は行政の不作為だとずっと思っておりましたが、それが半分わかったような気もいたします。

しかし、日本一古い焼却場、建物が古いということが一番の問題であると聞き知りました。この地震多発の時代でありますし、一日も早くというか一刻も早くというか、新炉建設を望んでいるものです。しかしといいまして、地元合意とか全く説明会などを無視していいというわけではありません。今ある問題、わかった問題は全部さらけ出して、そしてもう必要であるからお願いしますという、その様な意を尽くしての説明をしながら、合意を得ながら、そして想定外の問題などが起こったときには、誠実かつ迅速に対応をしていただくということで新炉建設を望むことから、この予算には賛成をいたします。

以上です。

1. 議 長（坂野光雄君） これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号平成22年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

1. 議 長（坂野光雄君） 起立多数であります。よって、議案第2号平成22年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、可決されました。

1. 議 長（坂野光雄君） ここでお諮りいたします。日程第5、同意第1号及び日程第6、同意第2号につきましては、関連案件でございますので一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（坂野光雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第5、同意第1号及び日程第6、

同意第2号につきましては、一括議題といたします。

日程第5、同意第1号及び日程第6、同意第2号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君）（議案書にて朗読）

1. 議長（坂野光雄君）朗読が終わりましたので、管理者より同意第1号及び同意第2号についての提案理由の説明を求めます。管理者。

1. 管理者（田中夏木君）ただいま議題となりました同意第1号公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本組合公平委員会委員 春木 實 氏は、平成22年7月12日付にて任期満了であります。適任と認め引き続き選任いたしたく、本案を提案した次第でございます。

引き続き、同意第2号公平委員会委員の選任についての提案理由でございますが、本組合公平委員会委員 中尾 光男 氏は、平成22年7月12日付をもって任期満了となります。適任と認め引き続き選任いたしたく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君）提案理由の説明はお聞きの次第でございます。

これより同意第1号及び同意第2号について一括質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（坂野光雄君）質疑なしと認めます。

これより同意第1号についての討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（坂野光雄君）討論なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（坂野光雄君）ご異議なしと認めます。よって、同意第1号公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意されました。

1. 議長（坂野光雄君）次に、同意第2号についての討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（坂野光雄君）討論なしと認めます。

お諮りいたします。同意第2号公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意すること

にご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（坂野光雄君） ご異議なしと認めます。よって、同意第2号公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意されました。

1. 議 長（坂野光雄君） これにて本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。閉会に当たりまして、管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） 第1回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成22年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算他2議案につきまして、慎重なるご審議の上、ご可決並びにご同意を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、本年度におきましては、環境影響評価方法書の縦覧や現地調査などの諸事業に取り組んでまいりますが、とりわけ事業の推進に当たりまして、近隣住民皆様のご理解が大きな要素であると認識していますことから、今後とも皆様のご意見もお聞かせいただき、また必要な情報もご提供させていただきながら事業を進めることにより、周辺環境や健康への皆様のご心配を払拭してまいりたいと存じております。どうか議員の皆さんには、今後とも事業の推進に向け、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

1. 議 長（坂野光雄君） 議長より一言申し上げたいと思います。

今までの議論の中で、各議員からさまざまな意見が出されております。管理者におきましては、これらの意見を十分理解、尊重しながら事業の推進を行っていただきたいというぐあいに思っております。同時に、各議員の中においての情報の共有の問題では、非常に不十分な面がこの議会にあるんじゃないかなというぐあいにも考えております。同時に、用地の問題に関しても、四條畷と交野市においては見解の相違があるということも、こういう問題も今まで明らかにもなっていない。今この場においてそういう問題があるんだという認識が立ったわけなんですけれども、こういう各議員の認識の相違もいろいろありますので、そういう情報の共有認識を進めていくためにもしかるべき手だてをとっていきたいなというぐあいに考えておりますので、またよろしくお願いしたいと思います。

本日は、午前9時30分からと、早朝からお集まりいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして平成22年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回を閉会いたします。

諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。本日はこれにて散会させていただきます。ありがとうございました。

(時に11時59分)

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成22年 3月29日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

坂野 光 雄

四條畷市交野市清掃施設組合議員

三 浦 美代子

四條畷市交野市清掃施設組合議員

中 上 さち子